

平成 29 年 11 月 30 日

各 位

株式会社さかえ屋  
代表取締役 齊藤寛

## 労働基準法違反の疑いによる書類送検について

当社は、平成 29 年 11 月 30 日に、福岡労働局より、労働基準法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検されました。今回、関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり、今般の経緯と今後における再発防止に向けた内容についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 経緯について

当社は平成 27 年 9 月、福岡労働局飯塚労働基準監督署より、時間外労働に関する労使協定(36 協定)の上限を超えた時間外労働が発生している旨の是正勧告を受け、是正を図っていたものの、十分な是正に至らなかったため、福岡労働局より労働基準法違反の疑いにより、平成 29 年 11 月 30 日、当社法人(他1名)が、福岡地方検察庁に書類送検される事態となりました。

#### 2. 再発防止に向けた取組み内容

当社は、飯塚労働基準監督署からの是正勧告後も、36 協定に定める上限時間外労働の遵守に至らなかった事実を重く受け止めております。現在、調査に全面的に協力をすると共に、担当役員が直轄する改善プロジェクトチームにて労務管理を徹底的に見直し、長時間労働削減に向けて様々な取組みを行っております。労働時間管理業務自体の見直しと労働時間管理の徹底、生産計画の見直しによる稼働時間の短縮、人員体制の整備、法令遵守も含んだ教育強化を実践しております。

当社では、改めて今回の事態を厳粛に受け止めており、労働環境の改善に向けて、引き続き、全社をあげて全力で取り組んでまいります。

以上